

東京都公報

発行
東京都

目次

告示

- 東京都宝くじの発売 (六件) (財務局主計部公債課) 一
- 令和三年度地籍調査事業計画の策定 (都市整備局都市づくり政策部土地利用計画課) 三
- 宅地建物取引業法による行政処分 (住宅政策本部住宅企画部不動産課) 四
- 生活保護法による介護機関の指定 (福祉保健局生活福祉部保護課) 四
- 都道の供用開始 (建設局道路管理部路政課) 六
- 開発行為に関する工事完了 (都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課) 七
- 大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出 (産業労働局商工部地域産業振興課) 七
- 全国自治宝くじの発売 (九件) (全国自治宝くじ事務協議会) 八

告示

雑報

- 全国自治宝くじの発売 (九件) (全国自治宝くじ事務協議会) 八

●東京都告示第八百十六号

当せん金付証券を次のとおり発売する。

令和三年六月七日

東京都知事 小池 百合子

一 名称 第二千五百十回東京都宝くじ

二 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行

及び所在地 千代田区大手町一丁目五番五号

三 発売の数及び総額 百五十万枚 一億五千万円

四 証券金額 一枚百円

五 証券型式 開封式

六 発売期間 令和三年七月二十八日から同年八月十七日まで

七 抽せん期日 令和三年八月二十日

八 当せん金支払開始 令和三年八月二十五日

九 当せん金の額及び当せんの数

等級 当せん金 当せん本数

一等 千五百万円 一本

一等の前後賞 二百五十万円 二本

一等の組違い賞 十万円 十四本

二等 三十万円 十五本

三等 一万円 百五十本

四等 五千円 千五百本

五等 千円 一万五千本

六等 百円 十五万本

計 十六万六千六百八十二本

十 注意事項

(一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者

●東京都告示第八百十七号

当せん金付証券を次のとおり発売する。

令和三年六月七日

東京都知事 小池 百合子

一 名称 第二千五百十一回東京都宝くじ

二 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行

及び所在地 千代田区大手町一丁目五番五号

三 発売の数及び総額 三百万枚 六億円

四 証券金額 一枚二百円

五 証券型式 被封式 (被封された特定部分を削り取るにより、一から五までの当せんが判明する方法)

六 発売期間 令和三年七月二十八日から同年九月二十八日まで

七 当せん金支払開始 令和三年七月二十八日

八 当せん金の額及び当せんの数

等級 当せん金 当せん本数

一等 百万円 十八本

二等 十万円 二百七十本

三等 一万円 三千本

四等 千円 三万本

五等 二百円 九十万本

計 九十三万三千二百八十八本

九 注意事項

(二) 証券は、転売できない。

の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。

(一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。

(二) 証票は、転売できない。

●東京都告示第八百十八号

当せん金付証票を次のとおり発売する。

令和三年六月七日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 名称 第二千五百十二回東京都宝くじ
 - 二 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行及び所在地 千代田区大手町一丁目五番五号
 - 三 発売の数及び総額 百五十万枚 三億円
 - 四 証票金額 一枚二百円
 - 五 証票型式 被封式(被封された特定部分を削り取るにより、一等から五等までの当せんが判明する方法)
 - 六 発売期間 令和三年八月四日から同月三十一日まで
 - 七 当せん金支払開始 令和三年八月四日 期日
 - 八 当せん金の額及び当せんの数
- | | | |
|----|------|-------|
| 等級 | 当せん金 | 当せん本数 |
| 一等 | 三百万円 | 三本 |
| 二等 | 五万円 | 八百七十本 |
| 三等 | 一万円 | 四千五百本 |
| 四等 | 千円 | 一万五千本 |
| 五等 | 二百円 | 十五万本 |

計 十七万三百七十三本

九 注意事項

(一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。

(二) 証票は、転売できない。

●東京都告示第八百十九号

当せん金付証票を次のとおり発売する。

令和三年六月七日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 名称 第二千五百十三回東京都宝くじ
 - 二 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行及び所在地 千代田区大手町一丁目五番五号
 - 三 発売の数及び総額 三百万枚 六億円
 - 四 証票金額 一枚二百円
 - 五 証票型式 開封式
 - 六 発売期間 令和三年九月一日から同月二十一日まで
 - 七 抽せん期日 令和三年九月二十四日
 - 八 当せん金支払開始 令和三年九月二十九日 期日
 - 九 当せん金の額及び当せんの数
- | | | |
|---------|------|-------|
| 等級 | 当せん金 | 当せん本数 |
| 一等 | 三千万円 | 一本 |
| 一等の前後賞 | 千万円 | 二本 |
| 一等の組違い賞 | 十万円 | 二十九本 |
| 二等 | 三十万円 | 三十本 |

計 三十三万九千九百六十二本

十 注意事項

(一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。

(二) 証票は、転売できない。

●東京都告示第八百二十号

当せん金付証票を次のとおり発売する。

令和三年六月七日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 名称 第二千五百十四回東京都宝くじ
- 二 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行及び所在地 千代田区大手町一丁目五番五号
- 三 発売の数及び総額 百五十万枚 三億円
- 四 証票金額 一枚二百円
- 五 証票型式 被封式(被封された特定部分を削り取るにより、一等から五等までの当せんが判明する方法)
- 六 発売期間 令和三年九月十五日から同年十月十二日まで
- 七 当せん金支払開始 令和三年九月十五日 期日
- 八 当せん金の額及び当せんの数

<p>一 名称 第二千五百十五回東京都宝くじ</p> <p>二 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行 及び所在地 千代田区大手町一丁目五番五号</p> <p>三 発売の数及び総額 二百万枚 二億円</p> <p>四 証票金額 一枚百円</p> <p>五 証票型式 開封式</p> <p>六 発売期間 令和三年九月二十九日から同年十月十九日まで</p> <p>七 抽せん期日 令和三年十月二十二日</p> <p>八 当せん金支払開始期日 令和三年十月二十七日</p>	<p>●東京都告示第八百二十一号 当せん金付証票を次のとおり発売する。 令和三年六月七日</p> <p>東京都知事 小 池 百合子</p> <p>九 等級 当せん金 当せん本数</p> <table border="1"> <tr><td>一等</td><td>三十万円</td><td>六十本</td></tr> <tr><td>二等</td><td>五万円</td><td>百五十本</td></tr> <tr><td>三等</td><td>一万円</td><td>千二百本</td></tr> <tr><td>四等</td><td>千円</td><td>一万五千本</td></tr> <tr><td>五等</td><td>二百円</td><td>四十五万本</td></tr> </table> <p>計 四十六万六千四百十本</p> <p>九 注意事項</p> <p>(一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。</p> <p>(二) 証票は、転売できない。</p>	一等	三十万円	六十本	二等	五万円	百五十本	三等	一万円	千二百本	四等	千円	一万五千本	五等	二百円	四十五万本												
一等	三十万円	六十本																										
二等	五万円	百五十本																										
三等	一万円	千二百本																										
四等	千円	一万五千本																										
五等	二百円	四十五万本																										
<p>●東京都告示第八百二十二号 国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第六条の三第二項の規定により、次のとおり令和三年度地籍調査事業計画を定めたので、同条第五項の規定に基づき告示する。 令和三年六月七日</p> <p>東京都知事 小 池 百合子</p> <p>調査を行う者 調査地 域 調査期間</p> <p>千代田区 千代田区岩本町一丁目、岩本町二丁目、岩本町三丁目及び東神田一丁目の各区内 令和三年四月一日から令和四年三月三十一日</p>	<p>九 当せん金の額及び当せん金の数</p> <table border="1"> <tr><td>等級</td><td>当せん金</td><td>当せん本数</td></tr> <tr><td>一等</td><td>千万円</td><td>一本</td></tr> <tr><td>一等の前後賞</td><td>二百五十万円</td><td>二本</td></tr> <tr><td>一等の組違い賞</td><td>十万円</td><td>十九本</td></tr> <tr><td>二等</td><td>三十万円</td><td>二十本</td></tr> <tr><td>三等</td><td>一万円</td><td>二百本</td></tr> <tr><td>四等</td><td>五千円</td><td>四千本</td></tr> <tr><td>五等</td><td>千円</td><td>二万本</td></tr> <tr><td>六等</td><td>百円</td><td>二十万本</td></tr> </table> <p>計 二十二万四千二百四十二本</p> <p>十 注意事項</p> <p>(一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。</p> <p>(二) 証票は、転売できない。</p>	等級	当せん金	当せん本数	一等	千万円	一本	一等の前後賞	二百五十万円	二本	一等の組違い賞	十万円	十九本	二等	三十万円	二十本	三等	一万円	二百本	四等	五千円	四千本	五等	千円	二万本	六等	百円	二十万本
等級	当せん金	当せん本数																										
一等	千万円	一本																										
一等の前後賞	二百五十万円	二本																										
一等の組違い賞	十万円	十九本																										
二等	三十万円	二十本																										
三等	一万円	二百本																										
四等	五千円	四千本																										
五等	千円	二万本																										
六等	百円	二十万本																										
<p>中央区 港区 新宿区 文京区 台東区 墨田区 江東区 品川区 目黒区 大田区 世田谷区 渋谷区 中野区 杉並区 豊島区 荒川区</p>	<p>中央区新川一丁目の地内 港区南青山三丁目及び南青山五丁目の各区内 新宿区若葉一丁目、若葉二丁目、若葉三丁目、須賀町、信濃町及び南元町の各区内 文京区湯島一丁目及び湯島三丁目の各区内 台東区根岸四丁目の地内 墨田区緑一丁目、亀沢一丁目及び亀沢二丁目の各区内 江東区潮見一丁目及び潮見二丁目の各区内 品川区北品川二丁目及び北品川五丁目の各区内 目黒区下目黒六丁目、五本木二丁目、祐天寺二丁目及び目黒本町五丁目の各区内 大田区大森北四丁目、久が原五丁目、矢口二丁目及び多摩川二丁目の各区内 世田谷区若林一丁目、赤堤二丁目、喜多見三丁目及び喜多見六丁目の各区内 渋谷区宇田川町の地内 中野区上高田四丁目及び上高田五丁目の各区内 杉並区高円寺南二丁目、松庵一丁目、久我山一丁目、久我山二丁目、久我山三丁目、久我山四丁目及び久我山五丁目の各区内 豊島区千川一丁目の地内 荒川区町屋二丁目、町屋三丁</p>																											

板橋区	目、町屋四丁目、東尾久五丁目、西尾久一丁目及び西尾久二丁目の各々地内
練馬区	板橋区小茂根三丁目、小茂根四丁目及び小茂根五丁目の各々地内
練馬区	練馬区豊玉上二丁目、豊玉中三丁目、豊玉中四丁目、豊玉北三丁目、豊玉北四丁目、豊玉北五丁目、中村南一丁目、中村南二丁目、中村南三丁目及び南大泉二丁目の各々地内
足立区	足立区神明一丁目の地内
葛飾区	葛飾区堀切四丁目、小菅一丁目、小菅二丁目、小菅三丁目、亀有五丁目及び西亀有四丁目の各々地内
江戸川区	江戸川区東篠崎一丁目及び下篠崎町の各々地内
八王子市	八王子市千人町一丁目、千人町二丁目、千人町三丁目、日吉町、平岡町、本郷町、本町及び元横山町二丁目の各々地内
三鷹市	三鷹市上連雀六丁目及び上連雀七丁目の各々地内
青梅市	青梅市千ヶ瀬町六丁目、大門一丁目、谷野、今寺一丁目及び滝ノ上町の各々地内
府中市	府中市若松町二丁目の地内
調布市	調布市下石原二丁目及び下石原三丁目の各々地内
町田市	町田市鶴川三丁目及び鶴川四丁目の各々地内
小平市	小平市学園西町三丁目の地内
日野市	日野市三沢五丁目の地内

東村山市	東村山市秋津町四丁目、秋津町五丁目及び諏訪町三丁目の各々地内
国分寺市	国分寺市北町一丁目及び北町五丁目の各々地内
福生市	福生市大字熊川及び大字熊川二宮の各々地内
多摩市	多摩市連光寺一丁目、聖ヶ丘一丁目及び聖ヶ丘三丁目の各々地内
羽村市	羽村市羽西三丁目の地内
あきる野市	あきる野市五日市字川端、同字小能、同字番場、小中野字大鳥前、同字竹ノ花、同字川端、同字栗原及び同字中ヶ谷戸の各々地内
日の出町	西多摩郡日の出町大久野の地内
檜原村	西多摩郡檜原村上元郷及び本宿の各々地内
奥多摩町	西多摩郡奥多摩町海澤の地内

●東京都告示第八百二十三号
 一宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）第六十五条第二項の規定による行政処分について、同法第七十条第一項の規定により、次のとおり告示する。
 令和三年六月七日
 東京都知事 小池 百合子

一 被処分者
 (一) 商号 昭栄不動産
 (二) 氏名 木原 孝明
 (三) 主たる事務 葛飾区堀切五丁目二十二番一号

所の所在地	(四) 免許証番号 東京都知事(2)第三二〇〇六号
	(五) 免許年月日 平成三十年二月十八日
	二 処分年月日 令和三年五月二十七日
	三 処分内容 業務の全部の停止二十二日間（令和三年六月十一日から同年七月二日まで）
	四 適用条項 宅地建物取引業法第六十五条第二項第二号

●東京都告示第八百二十四号
 生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号。以下「法」という。）第五十四条の二第一項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第十四条第四項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、介護機関を指定したので、法第五十五条の三第一号及び生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十二条（中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり告示する。
 令和三年六月七日
 東京都知事 小池 百合子

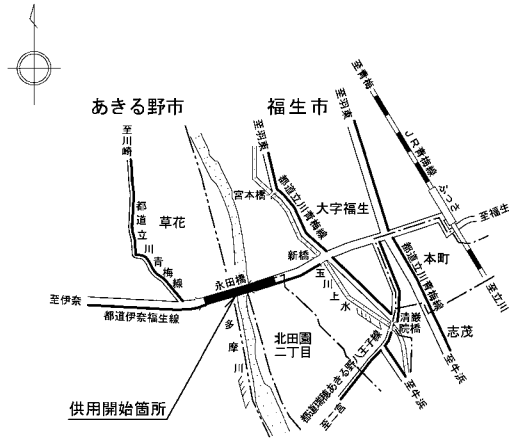
介護保険 事業者番号	事業者の名称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの名称	指定年月日
1371907690	株式会社ジョイライフ	東京都千代田区飯田橋4 10 1	ジョイライフ高島平ケアサービス 事業部	東京都板橋区新河岸3 12 9	訪問介護	令和3年5月1日
1371907690	株式会社ジョイライフ	東京都千代田区飯田橋4-10-1	ジョイライフ高島平ケアサービス 事業部	東京都板橋区新河岸3-12-9	居宅介護支援	令和3年5月1日
1313227311	医療法人社団エイチ・エス・ シー	東京都町田市原町田4-2-2 メディカル スペース町田3階	医療法人社団エイチ・エス・シー はまぐち皮膚科	東京都町田市原町田4-2-2 メディカル スペース町田3階	居宅療養管理指導	令和3年4月1日
1313227311	医療法人社団エイチ・エス・ シー	東京都町田市原町田4-2-2 メディカル スペース町田3階	医療法人社団エイチ・エス・シー はまぐち皮膚科	東京都町田市原町田4-2-2 メディカル スペース町田3階	介護予防居宅療養管理指導	令和3年4月1日
1341158716	有限会社ブロス・カンパニー	北海道札幌市南区石山 条6 1 18 石山 メディカル1階	アクア薬局 六郷店	東京都大田区仲六郷4-16-12	居宅療養管理指導	令和3年2月1日
1341158716	有限会社ブロス・カンパニー	北海道札幌市南区石山 条6 1 18 石山 メディカル1階	アクア薬局 六郷店	東京都大田区仲六郷4 16 12	介護予防居宅療養管理指導	令和3年2月1日
1341257542	有限会社フレンド	東京都世田谷区赤堤2-13-2	フタバ薬局 世田谷店	東京都世田谷区世田谷1-16-24 榎本ビ ル1階	居宅療養管理指導	令和3年2月1日
1341257542	有限会社フレンド	東京都世田谷区赤堤2 13 2	フタバ薬局 世田谷店	東京都世田谷区世田谷1-16-24 榎本ビ ル1階	介護予防居宅療養管理指導	令和3年5月1日
1341455179	株式会社パディシステムコーポ レーション	東京都中野区鷺宮2-5-7 官ビル1階	グリーンパーク薬局	東京都中野区鷺宮2-5-7 官ビル1階	居宅療養管理指導	令和3年4月1日
1341455179	株式会社パディシステムコーポ レーション	東京都中野区鷺宮2-5-7 官ビル1階	グリーンパーク薬局	東京都中野区鷺宮2-5-7 官ビル1階	介護予防居宅療養管理指導	令和3年4月1日
1340456467	かちどき薬品株式会社	東京都中央区日本橋茅場町3-4-3 志貴 野ビル	かちどき薬局 落合店パート2	東京都新宿区中落合2 4 29	居宅療養管理指導	令和3年3月1日
1340456467	かちどき薬品株式会社	東京都中央区日本橋茅場町3-4-3 志貴 野ビル	かちどき薬局 落合店パート2	東京都新宿区中落合2-4-29	介護予防居宅療養管理指導	令和3年5月1日
1315320569	医療法人社団向日葵清心会	東京都青梅市今井1-2609-2	医療法人社団向日葵清心会 いず みクリニック	東京都羽村市栄町2-6-29	通所リハビリテーション	令和3年2月1日
1315320569	医療法人社団向日葵清心会	東京都青梅市今井1-2609-2	医療法人社団向日葵清心会 いず みクリニック	東京都羽村市栄町2-6-29	介護予防通所リハビリテーション	令和3年5月1日

介護保険 事業者番号	事業者の名称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの名称	指定年月日
1345150586	有限会社プランツ	東京都稲城市東長沼3106 1 ベエルヴェ ル稲城1階	かしの木薬局	東京都稲城市東長沼3106 1 ベエルヴェ ル稲城1階	居宅療養管理指導	令和3年3月1日
1345150586	有限会社プランツ	東京都稲城市東長沼3106-1 ベエルヴェ ル稲城1階	かしの木薬局	東京都稲城市東長沼3106-1 ベエルヴェ ル稲城1階	介護予防居宅療養管理指導	令和3年5月1日
1340353599	有限会社オフィスケイ	東京都豊島区南池袋2 29 12	広尾調剤薬局	東京都港区南青山7 14 7 小寺ビル1階	居宅療養管理指導	令和3年2月1日
1340353599	有限会社オフィスケイ	東京都豊島区南池袋2 29 12	広尾調剤薬局	東京都港区南青山7 14 7 小寺ビル1階	介護予防居宅療養管理指導	令和3年5月1日
1341955400	有限会社メディコ	東京都江戸川区南小岩7-28-15	いちご薬局 徳丸店	東京都板橋区徳丸2-21-8	居宅療養管理指導	令和3年5月1日
1341955400	有限会社メディコ	東京都江戸川区南小岩7-28-15	いちご薬局 徳丸店	東京都板橋区徳丸2-21-8	介護予防居宅療養管理指導	令和3年3月1日

別図

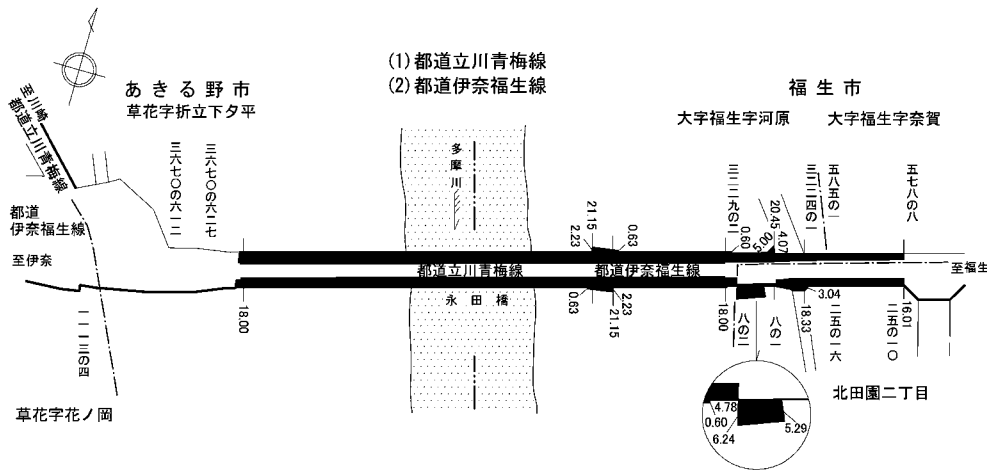
都道立川青梅線 供用開始略図
都道伊奈福生線 供用開始略図
福生市大字福生くあきる野市草花

市道	都道	供用開始区域
延長	(1) 都道立川青梅線	延長 三三二・一四メートル
面積	面積 三、四六五・五二平方メートル	
延長	(2) 都道伊奈福生線	延長 三三二・一四メートル
面積	面積 三、四六五・五二平方メートル	



●東京都告示第八百二十五号
道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次の都道の供用を開始する。
その関係図面は、令和三年六月七日から起算して二週間
東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。
令和三年六月七日
東京都知事 小池百合子

(一)	路線名	立川青梅
(二)	供用開始の区間	福生市大字福生字奈賀五百七十八番八地先からあきる野市草花字折立下夕平三千六百七十番六百二十七地先まで
(三)	供用開始の概要	別図表示のとおり
(四)	供用開始の期日	令和三年六月七日
(一)	路線名	伊奈福生



(二)	供用開始の区間	あきる野市草花字折立下夕平三千六百七十番六百二十七地先から福生市大字福生字奈賀五百七十八番八地先まで
(三)	供用開始の概要	別図表示のとおり
(四)	供用開始の期日	令和三年六月七日

公 告

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和三年六月七日

東京都多摩建築指導事務所長

浅井 勉

開発区域又は工区に
含まれる地域の名称
住所及び氏名

あきる野市草花字高瀬八百十二番一、同番二、同番五及び同番七の各一部、同番八並びに同番九
あきる野市野辺三百九十二番地
南部商事株式会社
代表取締役 吉村 隆二

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出について

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体にあっては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体にあっては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、令和三年六月七日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目八番一号）

に到着するように提出してください。

令和三年六月七日

東京都知事 小池 百合子

クイーンズ伊勢丹杉並桃井店

杉並区桃井三丁目五番一号

三井住友信託銀行株式会社

千代田区丸の内一丁目四番一号

橋本 勝

大山 一也

令和三年四月一日

令和三年五月二十一日

東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目八番一号）

令和三年六月七日から同年十月七日まで。ただし、東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第十号）に定める休日を除く。

午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

品川グランドコモンズ

港区港南二丁目十六番一号ほか

三井住友信託銀行株式会社ほか

千代田区丸の内一丁目四番一号ほか

三井住友信託銀行株式会社ほか

変更を行った設置者名

六 変更前の設置者の代表者名 橋本 勝（三井住友信託銀行株式会社）ほか

七 変更後の設置者の代表者名 大山 一也（三井住友信託銀行株式会社）ほか

八 変更を行った小売業者の氏名又は名称 コクネシオ株式会社

九 変更前の小売業者の代表者名 井上 裕雄

十 変更後の小売業者の代表者名 直田 宏

十一 変更日 令和三年四月一日ほか

十二 届出日 令和三年五月二十四日

十三 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目八番一号）

十四 縦覧期間 令和三年六月七日から同年十月七日まで。ただし、東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第十号）に定める休日を除く。

十五 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

雑 報

全国自治宝くじ事務協議会告示第三百九十二号
 当せん金付証券を次のとおり発売する。
 令和三年六月七日

全国都道府県知事及び二十指定都市長の名において

全国自治宝くじ事務協議会

会長 東京都知事 小池 百合子

一 名称 第八百九十二回全国自治宝くじ

二 受託銀行等の名称及び所在地 株式会社みずほ銀行 千代田区大手町一丁目五番五号

三 発売の数及び総額 六百万枚 十二億円

四 証券金額 一枚二百円

五 証券型式 被封式(被封された指定部分を削り取るにより、
 等から五等までの当せんが判明する方法)

六 発売期間 令和三年七月七日から同年八月三日まで

七 当せん金支払開始期日 令和三年七月七日

八 当せん金の額及び当せんの数

等 当せん金 当せん本数

一等 五十万円 六十本

二等 五万円 三千六百本

三等 一万円 一万八千本

四等 千円 六万本

五等 二百円 六十万本

計 六十八万一千六百六十本

九 注意事項

(一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受

けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領する

ことができない。

(二) 証券は、転売できない。

全国自治宝くじ事務協議会告示第三百九十三号
 当せん金付証券を次のとおり発売する。
 令和三年六月七日

全国都道府県知事の名において

全国自治宝くじ事務協議会

会長 東京都知事 小池 百合子

一 名称 第八百九十二回全国自治宝くじ

二 受託銀行等の名称及び所在地 株式会社みずほ銀行 千代田区大手町一丁目五番五号

三 発売の数及び総額 二億三千万枚 六百九十億円

四 証券金額 (三十億円を一単位(・ユニット)として二十三単位
 (二十三元ユニット)。ただし、発売状況により、原則
 発売総額の百二十五パーセントを上限としてユニット
 単位で増額する場合がある。)

五 証券型式 被封式
 一枚三百円

六 発売期間 令和三年七月十三日から同年八月十三日まで

七 抽せん期日 令和三年八月二十五日

八 当せん金支払開始期日 令和三年八月三十日

九 当せん金の額及び当せんの数

等 当せん金 当せん本数

一等 一億円 二本

二等 一千万円 九十九本

三等 一百万円 二本

四等 十万円 十本

五等 一万円 百本

六等 一千万円 一万本

七等 一百万円 十万本

計 百一十二万二千四百本

備考

一等の当せん金の額については、当せん金付証券法(昭和二十三年法律第四百四十四号)第五条第二項ただし書に基づく総務大臣の指定を受けている。
 当せん本数は、発売額三十億円に対するものである。
 十 注意事項
 (一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受
 けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領する
 ことができない。
 (二) 証券は、転売できない。

全国自治宝くじ事務協議会告示第三百九十四号
当せん金付証券を次のとおり発売する。
令和三年六月七日

全国都道府県知事の名において
全国自治宝くじ事務協議会

会長 東京都知事 小池 百合子

第八百九十三回全国自治宝くじ

一 名称 受託銀行等の名称及び所在地
株式会社みずほ銀行 千代田区大手町一丁目五番五号
二 発売の数及び総額 七千万枚 二百十億円
（三十億円を一単位（ユニット）として七単位（七ユニット）。ただし、発売状況により、原則発売総額の百二十五パーセントを上限としてユニット単位で増額する場合があります。）
三 一枚三百円

四 証券金額 開封式
五 証券型式 令和三年七月十三日から同年八月十三日まで
六 発売期間 令和三年八月二十五日
七 抽せん期日 令和三年八月三十日
八 当せん金支払開始期日

九 当せん金の額及び当せん金の数
等 級 当せん金 当せん本数
等 等 三千万円 四本
等 等 一千万円 八本
一 等の前後賞 一千万円 三本
二 等 五千万円 四万本
三 等 一千万円 十万本
四 等 三千万円 百万本
五 等 三百円 百万本

計 百十四万三千十二本

備考 当せん本数は、発売額三十億円に対するものである。

十 注意事項
(一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。
(二) 証券は、転売できない。

全国自治宝くじ事務協議会告示第三百九十五号
当せん金付証券を次のとおり発売する。
令和三年六月七日

全国都道府県知事及び二十指定都市市長の名において
全国自治宝くじ事務協議会

会長 東京都知事 小池 百合子

第八百九十四回全国自治宝くじ

一 名称 受託銀行等の名称及び所在地
株式会社みずほ銀行 千代田区大手町一丁目五番五号
二 発売の数及び総額 二千万枚 四十億円
（二十億円を一単位（ユニット）として二単位（二ユニット）。
一枚二百円
三 一枚二百円

四 証券金額 開封式
五 証券型式 令和三年八月十四日から同年九月七日まで
六 発売期間 令和三年九月十日
七 抽せん期日 令和三年九月十五日
八 当せん金支払開始期日

九 当せん金の額及び当せん金の数
等 級 当せん金 当せん本数
等 等 一億円 一本
等 等 二千五百万円 二本
一 等の前後賞 一千万円 九十九本
二 等 五十万円 百本
三 等 五万円 千本
四 等 一千万円 一万本
五 等 二千万円 十万本
六 等 二百円 百万本
特別賞 二万円 一万本

計 百十二万二千二百二本

備考 当せん本数は、発売額二十億円に対するものである。

十 注意事項
(一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。
(二) 証券は、転売できない。

全国自治宝くじ事務協議会告示第三百九十六号
当せん金付証券を次のとおり発売する。
令和三年六月七日

全国都道府県知事及び二十指定都市長の名において
全国自治宝くじ事務協議会
会長 東京都知事 小池 百合子

一	名称	第八百九十五回全国自治宝くじ
二	受託銀行等の名称及び所在地	株式会社みずほ銀行 千代田区大手町一丁目五番五号
三	発売の数及び総額	千枚 二十億円
四	証券金額	・枚二百円
五	証券型式	被封式(被封された指定部分を削り取ることにより、 ・等から五等までの当せんが判明する方法)
六	発売期間	令和三年八月十四日から同年九月十四日まで
七	当せん金支払開始期日	令和三年八月十四日
八	当せん金の額及び当せんの数	当せん金 当せん本数
・等	・等	百万円 十本
二等	二等	五万円 二百本
三等	三等	一万円 三千本
四等	四等	千円 三十万本
五等	五等	二百円 三百万本
計	計	三百三十万三千二百十本

九 注意事項
(一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。
(二) 証券は、転売できない。

全国自治宝くじ事務協議会告示第三百九十七号
当せん金付証券を次のとおり発売する。
令和三年六月七日

全国都道府県知事及び二十指定都市長の名において
全国自治宝くじ事務協議会
会長 東京都知事 小池 百合子

一	名称	第八百九十六回全国自治宝くじ
二	受託銀行等の名称及び所在地	株式会社みずほ銀行 千代田区大手町一丁目五番五号
三	発売の数及び総額	四百五十万枚 十三億五千万円
四	証券金額	・枚三百円
五	証券型式	被封式(被封された指定部分を削り取ることにより、 ・等から六等までの当せんが判明する方法)
六	発売期間	令和三年八月十八日から同年九月十四日まで
七	当せん金支払開始期日	令和三年八月十八日
八	当せん金の額及び当せんの数	当せん金 当せん本数
・等	・等	五百万円 九本
二等	二等	三十万円 九百本
三等	三等	三万円 九千本
四等	四等	千円 九十万本
五等	五等	二百円 九十万本
六等	六等	九十万本
計	計	百十三万四千九百九十九本

九 注意事項
(一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。
(二) 証券は、転売できない。

全国自治宝くじ事務協議会告示第三百九十八号
当せん金付証券を次のとおり発売する。
令和三年六月七日

全国道府県知事及び二十指定都市長の名において
全国自治宝くじ事務協議会
会長 東京都知事 小池 百合子

一	名称	第八百九十七回全国自治宝くじ
二	受託銀行等の名称及び所在地	株式会社みずほ銀行 千代田区大手町一丁目五番五号
三	発売の数及び総額	六百万枚 十二億円
四	証券金額	一枚二百円
五	証券型式	被封式(被封された指定部分を削り取ることにより、 等から五等までの当せんが判明する方法)
六	発売期間	令和三年八月二十五日から同年九月二十一日まで
七	当せん金支払開始期日	令和三年八月二十五日
八	当せん金の額及び当せんの数	当せん金 当せん本数
	等	等
	一等	三百万円 十二本
	二等	三十万円 百四十四本
	三等	一万円 一万三千八十本
	四等	千円 十二万本
	五等	二百円 二百二十万本
計		百三十三万三千二百三十六本

九 注意事項
(一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。
(二) 証券は、転売できない。

全国自治宝くじ事務協議会告示第三百九十九号
当せん金付証券を次のとおり発売する。
令和三年六月七日

全国道府県知事及び二十指定都市長の名において
全国自治宝くじ事務協議会
会長 東京都知事 小池 百合子

一	名称	第八百九十八回全国自治宝くじ
二	受託銀行等の名称及び所在地	株式会社みずほ銀行 千代田区大手町一丁目五番五号
三	発売の数及び総額	四百万枚 八億円
四	証券金額	一枚二百円
五	証券型式	被封式(被封された指定部分を削り取ることにより、 等から五等までの当せんが判明する方法)
六	発売期間	令和三年九月一日から同月二十一日まで
七	当せん金支払開始期日	令和三年九月一日
八	当せん金の額及び当せんの数	当せん金 当せん本数
	等	等
	一等	五十万円 十二本
	二等	五万円 二百本
	三等	一万円 二千四百本
	四等	千円 四万本
	五等	二百円 百五十万本
計		百五十四万二千六百十二本

九 注意事項
(一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。
(二) 証券は、転売できない。

全国自治宝くじ事務協議会告示第四百号
当せん金付証券を次のとおり発売する。
令和三年六月七日

全国都道府県知事及び二十指定都市市長の名において

全国自治宝くじ事務協議会

会長 東京都知事 小池 百合子

一 名称 第九一回全国自治宝くじ

二 受託銀行等の名称及び所在地 株式会社みずほ銀行 千代田区大手町一丁目五番五号

三 発売の数及び総額 千八百万枚 三十六億円

四 証券金額 一枚二百円

五 証券型式 被封式(被封された指定部分を削り取ることにより、
等から五等までの当せんが判明する方法)

六 発売期間 令和三年九月二十九日から同年十一月三十日まで

七 当せん金支払開始期日 令和三年九月二十九日

八 当せん金の額及び当せんの数

等	当せん金	当せん本数
・等	百万円	九十本
二等	五万円	七千二百本
三等	一万円	七万二千本
四等	千円	十八万本
五等	二百円	百八十万本
計		二百五万九千二百九十本

九 注意事項

- (一) 発売者若しくは受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (二) 証券は、転売できない。

発行 東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一号
電話 〇三(五三三二)一一一一(代)

郵便番号 163-8001

定価 本号
一箇月 六、六〇〇円
(郵送料を含む) 三〇円

印刷所 勝美印刷株式会社
東京都文京区白山二丁目十三番七号
電話 〇三(三八二二)五二〇一(代)

郵便番号 113-0001

